

千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例の原案について



令和3年12月22日
千葉県教育庁教育振興部
文化財課
電話043-223-4082

本件は、知事に条例の一部改正案を議会に提出するよう申し入れを行うものです。
なお、千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第4号の規定により、条例案の公表があるまで、具体的な内容については非公開とさせていただきます。